

尾瀬とラムサール条約

2005 年 11 月、尾瀬は渡り鳥の湿地生息地としての重要性が認められ、ラムサール条約湿地として登録されました。1971 年に調印が行われたイランの都市ラムサールにちなんで名付けられたこの条約は、湿地の保護と持続可能な利用のための国際条約で、河川、湖、水田、貯水池、海の入り江、干潟、マングローブの森などが対象となっています。2019 年 12 月時点で、日本には 52 ヶ所のラムサール条約湿地があり、世界ではこの条約に調印した 170 ヶ国の 2,000 ヶ所以上が登録されています。